

理事会の決議があったものとみなされる場合に該当することの証明書

1 提案の内容

菅野洋樹理事長の報酬額の決定について

(1) 理事長の報酬額

月額 445,000 円を 395,000 円に改めること

(2) 改定の日

平成 27 年 3 月 1 日

(3) 評議員会の決議の省略

本件について、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 194 条の規定に基づき、評議員会の決議を省略し、評議員の書面決議とすること

(4) 改定理由

退職共済年金の支給開始に伴い、県退職者に係る公社等の役員の人事等に関する取扱い基準第 4 の規定により加算して支給していた 50,000 円を、支給しないこととするため

2 理事全員及び両監事から、平成 27 年 2 月 17 日までに、別添同意書をもって、提案の内容に同意する旨の意思表示がなされました。

3 よって、平成 27 年 2 月 17 日、上記提案を可決する旨決議があったものとみなされたことを、ここに証明します。

平成 27 年 2 月 17 日

公益財団法人岩手県文化振興事業団

理事長 菅野洋樹 ㊟